

Client Alert

5 December 2022

本アラートに関する お問い合わせ先



潘怡安
パートナー
+86 21 5368 4080
Frank.Pan@bakermckenziefexun.com



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
カウンセラー
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

中国商務部が、台湾からのポリカーボネート品目の輸入に対するアンチダンピング調査を開始

2022年11月30日、中国商務部（以下「商務部」）は、台湾からのポリカーボネート品目の輸入に対するアンチダンピング（AD）調査（以下「本件AD調査」）を開始することを公表した¹。下記で述べるとおり、本件AD調査には、台湾から中国へのポリカーボネート品目の輸出に関わる製造者、輸出者、輸入者、その株主等利害関係者に反論の機会が与えられており、日本企業にも影響を及ぼす可能性がある。

調査の概要

調査対象は、2021年7月1日から2022年6月30日までの間に台湾から中国に輸出された全てのポリカーボネート品目（中国関税コードの3907.4000）とされている。

上記品目を製造又は輸出する全ての台湾の事業者は「調査対象者」に含まれることとなり、本件AD調査に参加することで、商務部が、本件AD調査に非協力的な台湾企業に対して「ファクツ・アベイラブル（知ることができた事実）」²に基づいて課す懲罰的なAD関税とは異なる関税率の適用を受けられる可能性がある。この懲罰的な関税率として、中国の申請者からは31.93%が提案されている。

加えて、法は、2018年1月1日から2022年6月30日までの間における台湾から中国へのポリカーボネート品目の輸出に関わったあらゆる製造者、輸出者、輸入者その他の利害関係者に対し、台湾からのポリカーボネート品目の輸出が中国の国内産業に「実質的な損害」又は「実質的な損害のおそれ」を与えていないと主張する機会も与えている。仮にこの議論が商務部に認められた場合には、中国商務部により本件調査自体が取り下げられ、AD関税の賦課自体がなされないこととなる。但し、現在の緊張度を増す通商環境及び地政学的環境に鑑みれば、これは高度な政治的判断となることが予想される。

推奨される対応とタイムライン

上記を踏まえ、「調査対象者」に含まれる企業においては、より有利なAD関税率の適用を受けられる手段を尽くすことが強く推奨される。

¹ 中国商務部の公告の原文（中国語）は、以下を参照。

<http://trb.mofcom.gov.cn/article/cs/202211/20221103371011.shtml>

² 利害関係者から調査当局に対する必要な情報提供がなされなかった場合等に、調査当局が「知ることができた事実（Facts Available）」に基づいてAD関税賦課の決定を行うことができるとするルールであり、アンチダンピング協定6.8条において認められている。



次のステップとしては、「調査対象者」及び実質的な損害を与えていないと主張することを認められた者を含む全ての利害関係者は、2022年12月20日までに商務部に登録を行うことが求められる。その際には、対象となる輸出品目の数量及び価格を報告することが必要となる。対象となる輸出品目を適切に画定した上で、関係する数量及び価格を報告することが、満足できる調査結果を得るための重要な最初のステップとなる。

今後の流れとしては、実質的な損害が生じていないという判断がなされない限り、AD関税は、2023年11月30日から少なくとも5年間賦課されることとなる。このタイムラインは前倒しになる又は延長される可能性もある。商務部は、上記効力発生日以前においても暫定的なAD関税を賦課することができ、通常は調査開始から8-10か月経過後に決定されている。

ベーカー&マッケンジー法律事務所の中国における専門家は、18年以上に及ぶ中国当局によるAD/CVD関税の調査に対応した経験があります。本件に関する質問や、さらに詳しい情報が必要な場合は、本アラートのお問合せ先の専門家まで、お気軽にお問い合わせください。